

福岡市保育所等における安全対策事業補助金交付要綱

(通則)

第1条 保育所等における安全対策事業補助金（以下「安全対策事業補助金」という。）の交付については、福岡市補助金交付規則（昭和44年福岡市規則第35号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、保育所等における事故防止の体制強化を図り、睡眠中の事故防止及び園外活動中の見守りなど保育中における子どもの安全対策に寄与することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、「保育所等」とは、福岡市内に所在する次の各号に掲げるものであって、福岡市以外の者が設置したものとする。

(1) 保育所

児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第39条第1項の規定により設置された保育所

(2) 幼保連携型認定こども園

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第7項に規定する施設

(3) 保育所型認定こども園

第1号のうち、認定こども園法第3条第1項及び第3項に基づき認定した施設

(4) 地域型保育事業所

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第5項に規定する地域型保育事業（法第6条の3第11号に規定する居宅訪問型保育事業（以下「居宅訪問型保育事業」という。）を除く。）を行う事業所

(5) 認可外保育施設

法第59条の2に基づく届出を行っている認可外保育施設（居宅訪問型保育事業を除く。）をいう。

(事業の範囲)

第4条 安全対策事業補助金の交付は、全て予算の範囲内で行うものとする。

(補助対象事業)

第5条 安全対策事業補助金の対象となる事業は、保育所等設置者（市税に係る徴収金（市税及び滞納金等）を滞納していない者に限る。以下「保育所等設置者」という。）が、重大事故が発生しやすい睡眠中の場面等での安全かつ安心な保育環境を確保するための備品等を購入又はリースする次の各号に掲げる事業とする。

(1) 睡眠中の事故防止対策に必要な機器の購入等を行う事業

① 対象施設

ア 保育所

イ 幼保連携型認定こども園

ウ 保育所型認定こども園

エ 地域型保育事業所

② 対象要件等

ア 本事業の対象児童は、0歳から2歳までの児童とする。ただし、3歳以上の児童であっても、当該児童の発育状況等により、イに定める対象機器を使用する必要があると市長が認めた場合は対象児童とする。

イ 本事業の対象機器は、アに定める対象児童の睡眠中の事故を防止するために、睡眠中の児童の体動や体の向きを検知するなどの機能を持つ機器その他これらと同等の機能を持つ機器（例：午睡チェック、無呼吸アラームなど）とする。

なお、機器の選定に当たっては、保育所等において、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」（昭和35年法律第145号）に基づく医療機器の製造販売の承認等がなされていることや保育所等（認可外保育施設を除く。）での導入実績があることなど、安全性等を十分に考慮した上で決定する。

ウ 本事業による機器の導入は、安全確保業務の代替となるものではなく、例えば、保育士の事務負担を軽減し、午睡中の見守りに専念することができるなど、あくまでも保育の質の確保・向上の一環として、安全かつ安心な保育環境の確保に資する補助的なものである。

このため、機器を導入した場合においても、「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドラインについて」（平成28年3月31日付内閣府子ども・子育て本部参事官、文部科学省初等中等教育局幼児教育課長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知）等に基づき、安全な保育環境に努めること。

エ 機器の使用対象となる児童の数以上に機器を購入する場合の超過分、及び機器の使用対象となる児童に対して複数の機器を購入する場合の重複分は本事業の対象外とする。

(2) ICTを活用した子どもの見守りに必要な機器の購入を行う事業

① 対象施設

- ア 保育所
- イ 幼保連携型認定こども園
- ウ 保育所型認定こども園
- エ 地域型保育事業所
- オ 認可外保育施設

② 対象要件等

ア 対象機器については、GPSやBLEにより子どもの位置情報を管理するなど、園外活動時等の子どもの見守りに資する機器とする。

イ 保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）等に基づき、安全な保育環境の確保を図ること。

(補助対象経費)

第6条 安全対策事業補助金の交付の対象となる経費は、補助対象事業を実施するために必要な機器等の購入費、リース料、導入費用並びにその消費税及び地方消費税とする。

2 クレジットカードの利用等クレジット会社を介して支払う契約を行う場合の、クレジット会社に対する分割払い手数料（金利）は、対象経費に該当しない。

(補助金の額)

第7条 安全対策事業補助金の額は、次の各号に掲げる額を比較して最も少ない額に補助率欄に定める国及び市の補助率を合計したものを乗じて得た額とする。

- (1) 施設ごとに下表の補助基準額欄に定める基準額
- (2) 事業実施に要した補助対象経費の実支出額
- (3) 補助対象経費を含む補助対象事業の総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額

補助基準額	補助率
(1) 睡眠中の事故防止対策に必要な機器の購入等を行う事業 <p style="text-align: right;">1 施設当たり 500,000 円</p>	(1) (2) 国 1/2 市 1/4 事業者 1/4
(2) ICTを活用した子どもの見守りに必要な機器の購入を行う事業 <p style="text-align: right;">1 施設当たり 200,000 円</p>	

2 前項の規定により算定した補助金の額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第8条 安全対策事業補助金の交付を申請しようとする保育所等設置者は、市長が別途通知する日までの間に、安全対策事業補助金交付申請書（様式第1号。以下「安全対策交付申請書」という。）を市長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由により当該期日までに提出できない場合は、この限りではない。

2 安全対策交付申請書に添付すべき書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 安全対策事業補助金実施計画書（様式第2号）
- (2) その他市長が必要と認める書類

3 第1項に規定する安全対策交付申請書の提出に当たり、安全対策事業補助金における仕入れに係る消費税相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「仕入れに係る消費税相当額」という。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において仕入れに係る消費税相当額が明らかでない場合については、この限りではない。

(補助金の交付決定及び通知)

第9条 市長は、前条の規定による補助金の交付の申請があった場合は、内容を確認し、補助金の交付の可否及び交付すべき補助金額を決定し、安全対策事業補助金交付決定通知書（様式第3号）により、速やかに通知を行うものとする。

(実績報告)

第10条 前条の規定による補助金の交付決定を受けた者は、事故防止のための備品等が保育所等に導入され、当該費用を保育所等が事業者を支払った日の属する月の翌月末日（支払った日の属する月が3月の場合は、3月末）までに安全対策事業補助金実績報告書（様式第4号。以下「安全対策実績報告書」という。）及び次項に掲げる書類を市長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由により当該期日までに提出できない場合は、この限りではない。

- 2 安全対策実績報告書に添付すべき書類は、次の各号のとおりとする。
- (1) 対象経費を確認できる書類（領収書等）
 - (2) その他市長が必要と認める書類
- 3 前項第1号に規定する領収書等には、次の各号に掲げる事項が記載されていることとする。なお、領収書等に訂正がある場合、事業者の訂正印のないものは無効とする。
- (1) 購入事業者の名称
 - (2) 支払者名
 - (3) 領収額（又はクレジット契約額）
 - (4) 領収額の内訳（購入費、リース料、消費税など）
 - (5) 領収日（又はクレジット契約日）
 - (6) 領収印
- 4 第1項の交付決定を受けた者のうち第8条第3項ただし書きに基づき交付の申請をした保育所等設置者は、安全対策実績報告書の提出に当たり、仕入れに係る消費税相当額が明らかになった場合には、これを補助額から減額して報告しなければならない。
- 5 第1項の交付決定を受けた者のうち第8条第3項ただし書きに基づき交付の申請をした保育所等設置者は、安全対策実績報告書を提出した後に、消費税及び地方消費税の申告により仕入れに係る消費税相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合は、その金額が減額した額を上回る部分の金額）を消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第10号）により速やかに市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

（補助金の確定等）

第11条 市長は、前条の実績報告を受けた場合は、その内容を確認し、交付すべき補助金額を確定し、安全対策事業補助金交付確定通知書（様式第5号）により速やかに通知を行い、補助金を交付する。

（申請の変更）

第12条 第9条の規定により補助金の交付決定を受けた者が、実施する事業内容等を変更するときには、安全対策事業補助金変更交付申請書（様式第6号）により、市長に申請しなければならない。

（変更交付決定及び通知）

第13条 市長は、前条の規定による申請を受理した場合は、必要な審査又は調査等を行ったうえで補助金変更交付の可否を決定し、安全対策事業補助金変更交付決定通知書（様式第7号）により、通知を行う。

（申請の取り下げ）

第14条 第9条の規定による補助金の交付決定を受けた者は、交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるとき、又は補助の対象となる要件を満たさないときは、安全対策事業補助金交付取下書（様式第8号）により市長が定める期日までに申請の取り下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取り下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

（補助金交付の条件）

第15条 市長は、補助金の交付の決定をする場合には、次の各号に掲げる事項につき条

件を付するものとする。

- (1) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、市長の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 30 万円以上の機械、器具及びその他の財産については、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」（平成 20 年 7 月 11 日厚生労働省告示第 384 号。以下「処分制限期間」という。）で定められている期間を経過するまで、市長の承認を受けずに、この間接補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (5) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。
- (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (7) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておかななければならない。
ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 30 万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は処分制限期間で定められている期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。
- (8) この交付決定に対して不服がある場合における申請の取り下げをすることができる期間は、この交付決定通知書受領の日から 30 日以内とする。
- (9) その他福岡市補助金交付規則の定めを順守すること。

（補助金の決定取消し及び返還）

第 16 条 市長は、安全対策事業補助金の決定を受けた者が、この要綱の規定に違反した場合は、実施を決定した事業の全部若しくは一部を取り消すものとし、補助金が既に交付されている場合は、その返還を命ずるものとする。

（暴力団の排除）

第 17 条 市長は、福岡市暴力団排除条例（平成 22 年福岡市条例第 30 号。次項において「暴排条例」という。）第 6 条の規定に基づき、本条に規定する排除措置を講じるものとする。

- 2 市長は、補助金の交付の申請をした保育所等が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定に関わらず、補助金を交付しないものとする。
 - (1) 暴排条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員
 - (2) 法人でその役員のうち前号に該当する者がある場合
 - (3) 暴排条例第 6 条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
- 3 市長は、本事業の適用を受けた保育所等が前項各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 4 市長は、補助金からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、申請を行った施設長等に対し当該施設長等（法人であるときは、その役員。）の氏名（フリガナを付したものを）、生年月日、性別等の個人情報の提出を求めることができる。

（委任）

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項はこども未来局長が定める。

附 則

（施行期日）（令和6年10月30日決裁）

- 1 この要綱は、決裁の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。
（期間）
- 2 この要綱は、令和7年3月31日をもって廃止する。
なお、令和7年3月31日以前に交付決定を行った事業については、この要綱を適用する。

附 則

（施行期日）（令和7年3月31日決裁）

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
（期間）
- 2 この要綱は、令和11年3月31日をもって廃止する。
なお、令和11年3月31日以前に交付決定を行った事業については、この要綱を適用する。
（継続の必要性の検証）
- 3 終期到来後の補助金の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。

附 則（令和7年10月10日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

様式第1号ー2

3 福岡市保育所等における安全対策事業補助金交付要綱第5条（補助対象事業）及び第17条（暴力団の排除）に基づく記載

(1) 申請者が個人の場合

下記に、指定している項目について記入してください。

申請者氏名	生年月日
(フリガナ)	明・大 昭・平 年 月 日

(2) 申請者が法人の場合

「役員名簿」（様式第9号）を提出してください。

ただし、法人が作成している「役員名簿」に、様式第9号に指定している項目がすべて含まれている場合は、本様式に代えることができます。

申請者は、本件申請にあたり市に提出した個人情報について、市が市税の課税状況や納付状況の照会確認及びこの補助金からの暴力団排除のため福岡県警察への照会確認に使用することに同意します。

また、申請者が市税を滞納していたとき又は暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者に該当したとき（申請者が法人である場合、当該法人の役員が暴力団員に該当したときを含む。）は、市がこの補助金を交付しないこと、又は補助金の交付の決定を取り消すことについて同意します。

添付書類

- (1) 安全対策事業補助金実施計画書（様式第2号）
- (2) その他市長が必要と認める書類

安全対策事業補助金実施計画書

令和 年 月 日

(あて先) 福岡市長

申請者の住所
申請者の団体名及び代表者の氏名
(又は氏名)

①施設名	
②住所	(〒 ー) 福岡市 区 電話 ()
③安全対策事業に要 した費用	円
④事業実施予定時期	令和 年 月 頃
(備考)	

安全対策事業補助金交付決定通知書

指監第 号
令和 年 月 日

様

福岡市長

先に申請のあった安全対策事業について、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

1 補助金内示額 _____ 円

2 補助金交付予定時期 _____

3 補助条件

- (1) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、市長の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 30 万円以上の機械、器具及びその他の財産については、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」（平成 20 年 7 月 11 日厚生労働省告示第 384 号。以下「処分制限期間」という。）で定められている期間を経過するまで、市長の承認を受けずに、この間接補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (5) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。
- (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (7) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中

止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は処分制限期間で定められている期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

- (8) この交付決定に対して不服がある場合における申請の取り下げをすることができる期間は、この交付決定通知書受領の日から30日以内とする。
- (9) その他福岡市補助金交付規則の定めを順守すること。

安全対策事業補助金実績報告書

令和 年 月 日

(あて先) 福岡市長

申請者の住所
 申請者の団体名及び代表者の氏名
 (又は氏名)

令和 年 月 日付指監第 号により補助金の交付決定を受けました事業
 が完了しましたので、下記のとおり報告します。

①施設名	
②住所	(〒 ー) 福岡市 区 電話 ()
③安全対策事業に要した 費用	円
④機器を活用する場面	
⑤事業実施終了日	令和 年 月 日
(備考)	

添付書類

- (1) 対象経費を確認できる書類 (領収書等)
- (2) その他市長が必要と認める書類

様式第 5 号

安全対策事業補助金交付確定通知書

令和 指監第 号
年 月 日

様

福岡市長

先に交付決定した安全対策事業補助金については、実績報告書に基づき、補助金の額を下記のとおり確定したので通知します。

記

1 補助金確定額 _____ 円

2 補助条件

福岡市補助金交付規則の規定を遵守すること。

安全対策事業補助金変更交付申請書

令和 年 月 日

あて先 福岡市長

申請者の住所

申請者の団体名及び代表者の氏名
(又は氏名)

令和 年 月 日付指監第 号により補助金の交付決定を受けました安全対策事業補助金について、変更交付を下記のとおり申請します。

記

1 補助金内示額 円

変更補助金申請額 円

2 事業計画の変更理由

様式第6号-2

3 補助事業の執行に関する収支計画

区 分	金 額	説 明
①福岡市補助金	当初 円	(内訳) 睡眠中事故防止 円 子どもの見守り 円
	変更後 円	(内訳) 睡眠中事故防止 円 子どもの見守り 円
②安全対策事業に要した費用	当初 円	(内訳) 睡眠中事故防止 円 子どもの見守り 円
	変更後 円	(内訳) 睡眠中事故防止 円 子どもの見守り 円
備 考		

添付書類

- (1) 安全対策事業の導入機器に係る経費の見積書
- (2) 安全対策事業により導入した機器へ搭載されている機能について確認できる資料
(例) パンフレット等
- (3) その他市長が必要と認める書類

安全対策事業補助金変更交付決定通知書

指 監 第 号
令和 年 月 日

様

福岡市長

先に申請のあった安全対策事業補助金について、下記のとおり変更交付することに決定したので通知します。

記

1 変更補助金内示額 _____ 円

2 変更補助金交付予定時期 _____

3 補助条件

- (1) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、市長の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 30 万円以上の機械、器具及びその他の財産については、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」（平成 20 年 7 月 11 日厚生労働省告示第 384 号。以下「処分制限期間」という。）で定められている期間を経過するまで、市長の承認を受けずに、この間接補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (5) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。
- (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

(7) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は処分制限期間で定められている期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(8) この交付決定に対して不服がある場合における申請の取り下げをすることができる期間は、この交付決定通知書受領の日から30日以内とする。

(9) その他福岡市補助金交付規則の定めを順守すること。

安全対策事業補助金交付取下書

令和 年 月 日

(あて先) 福岡市長

申請者の住所
申請者の団体名及び代表者の氏名
(又は氏名)

令和 年 月 日付指監第 号の交付決定通知に係る安全対策事業補助金については、下記の理由により交付の取下を申請します。

記

- 1 補助事業名 安全対策事業補助金事業
- 2 補助金内示額 _____円
- 3 交付決定通知書の受領年月日
令和 年 月 日
- 4 取下理由

役員名簿

【法人名：】

※ 該当する元号を○で囲んでください。

役職名	フリガナ	生年月日			
	氏名	元号	年	月	日
		明・大 昭・平			
		明・大 昭・平			
		明・大 昭・平			
		明・大 昭・平			
		明・大 昭・平			
		明・大 昭・平			
		明・大 昭・平			
		明・大 昭・平			
		明・大 昭・平			
		明・大 昭・平			

※ 役員全員を記載してください。

※ この役員名簿により収集した個人情報、この補助金からの暴力団排除のため福岡県警察への照会確認に使用します。

様式第10号

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

令和 年 月 日

あて先 福岡市長

申請者の住所
申請者の団体名及び代表者の氏名
(又は氏名)

令和 年 月 日付指監第 号により補助金の交付決定を受けました令和 年度
安全対策事業補助金における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、下記
のとおり報告します。

記

- 1 補助金の確定額又は実績報告額 円

- 2 消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
(要補助金返還相当額) 円

- 3 添付資料
記載内容を確認するための書類 (2の金額の積算の内訳書等)